

令和 8 年度 南風原町子ども元気 ROOM 事業業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

## 1. 事業の目的

全国に比べて特に深刻な沖縄の子どもの孤立（貧困）に関する状況に緊急に対応するため、南風原町の実情を踏まえ、孤立（貧困）している家庭とその子どもの福祉の増進に資することを目的に事業を行う。

本事業の中で、問題が複雑・多様化し様々な要因などで引きこもりや非行等の状態になっている生活困窮世帯等の子どもや若者を対象に、安心して過ごし、自己肯定感を育み、学ぶことのできる居場所の提供を行い、生活習慣の改善や学習支援及び就労支援等を行う。不登校の児童・生徒や高校進学でつまづいてしまった子ども達や困難を抱える若者に相談や面談、社会体験活動などを通して、学習や就労意欲等の喚起やコミュニケーション能力の向上を図り、学校への登校や高校進学、就労等を行えるように包括的な支援を行う。また、若年妊産婦への心の安まる居場所を提供し、助産師等を活用して出産全般や子育て支援、将来計画支援等専門的支援を総合的に行うことを目的とする。

南風原町子ども元気 ROOM 事業業務の委託実施にあたり、事業者の有する知識や経験、対象者の生活環境等に対する正しい理解に基づく事業の内容を総合的に評価し本業務を委託するのに最も適した事業者を選定するため公募型プロポーザル方式で募集する。

## 2. 事業概要

- (1) 業務名称 ①南風原町子ども元気 ROOM 事業（拠点型子供の居場所運営）  
②南風原町子ども元気 ROOM 事業（若年妊産婦の居場所運営）  
③南風原町子ども元気 ROOM 事業（若者の居場所運営）
- (2) 業務内容 別紙「南風原町子ども元気 ROOM 事業（拠点型子供の居場所運営）業務委託仕様書」、「南風原町子ども元気 ROOM 事業（若年妊産婦の居場所運営）業務委託仕様書」、「南風原町子ども元気 ROOM 事業（若者の居場所運営）業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 履行機関 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで。
- (4) 提案上限額 ①拠点型子供の居場所運営 36,634,000 円（消費税及び地方消費税を含む）  
②若年妊産婦の居場所運営 10,061,000 円（消費税及び地方消費税を含む）  
③若者の居場所運営 6,444,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。また、令和 8 年度の予算案が南風原町議会にて可決された場合に限り執行が可能となります。可決されなかった場合は、執行中止や内容を変更する場合があります。

※事業費算出にあたっては、下記の事項に注意すること。

- ①町内に委託実施場所を確保するための借り上げにかかる費用（家賃・敷地等）を含む。
- ②人件費には、賃金のほか、社会保険料、（雇用保険料、労働保険料等）に係る事業主負担分を含む。
- ③本事業により必要となる機械・器具等については、リース又はレンタル料で積算する。

(基本的に1万円以上の物品の購入は不可)

### 3. 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所があり活動拠点を南風原町内に有するものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 南風原町暴力団排除条例（平成23年10月3日条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、その他反社会的勢力に該当しないこと。
- (4) 応募者が、町税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、必要な支援を提供できること。
- (6) 本事業を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。
- (7) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで南風原町と連携して役割分担を行いながら委託業務を実施できること。
- (8) 個人情報の取り扱いについて適切な保護措置を講じており、「個人情報保護法に関する法律」（平成15年法律第57号）各省庁が作成した「個人情報保護法に関するガイドライン」を遵守することができること。
- (9) その他、本業務に係る関係法令等を遵守できる者であること。

### 4. 主なスケジュール

項目	期日等
1 公募広告（町ホームページ）	令和8年2月27日（金）
2 質問書の受付期間	募集開始～令和8年3月6日（金）15時まで
3 質問に対する回答	令和8年3月11日（水）
4 参加申込書等の提出期限	募集開始～令和8年3月13日（金）17時必着
5 企画提案書等の提出期限	募集開始～令和8年3月19日（木）17時必着
6 プレゼンテーション	令和8年3月26日（木）※予定
7 審査結果の通知	令和8年3月30日（月）※予定

### 5. 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は質問書【様式1】を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年3月6日（金）15時まで
- (2) 提出方法：こども課あて電子メールにより提出すること。  
E-mail：H8897028C@town.haebaru.lg.jp
- (3) 質問に対する回答：令和8年3月11日（水）までに質問者にメールにて回答する

### 6. 応募方法等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次の方法により参加申込書等を提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

① 申込期限 令和8年3月13日(金) 17時まで

② 提出書類 ・参加申込書【様式2】  
・誓約書【様式3】

③ 提出方法 持参(直接提出)

④ 提出場所 南風原町役場1階 こども課

(ただし、土日祝日を除く8時30分～17時00分まで)

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

(2) 企画提案書等の提出

① 申込期限 令和8年3月19日(木) 17時必着

② 提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

※様式毎にタブを貼付すること。

No.	提出書類	様式等	部数
1	企画提案書	【様式4】	8部 (正1部 副7部)
2	会社概要、経営規模等	【様式5】	
3	受託業務実績	【様式6】	
4	管理責任者の経歴及び実績	【様式7】	
5	業務実施体制表	【様式8】①拠点型居場所、②若年妊産婦居場所、③若者の居場所 毎に作成	
6	企画提案書	【様式9】①拠点型居場所、②若年妊産婦居場所、③若者の居場所 毎に作成	
7	見積書	【様式10】①拠点型居場所、②若年妊産婦居場所、③若者の居場所 毎に作成	
8	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3ヶ月以内に発行されたものの写し	1部 (正1部)
9	定款の写し		
10	納税証明書	国税及び地方税(県税及び市町村税)の未納のない証明書	

③ 提出部数 No.1～7は8部(正本1部、副本7部)、No.8～10は1部

④ 提出方法 こども課窓口持参提出

⑤ 提出先 南風原町役場1階 こども課

## 7. 選定方法等

(1) 審査評価手法

南風原町子ども元気ROOM事業実施団体選定委員会において、書類審査・企画提案内容のプレゼンテーションを実施する。

選定委員会では、「南風原町子ども元気ROOM事業実施団体選定評価基準・評価表」の評価基準に基づき審査を行い、選定する。

なお応募者が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションは実施し受託事業者

として選定するかを総合的に判断する。

## (2) プレゼンテーション

- ① 日 時 令和8年3月26日(木) 予定  
※時間については別途メールにて連絡する。
- ② 場 所 南風原町役場5階 委員会室1

## (3) プレゼンテーション実施方法

- ① 1事業者あたり、業務ごとにプレゼンテーションの時間を30分(説明20分、質疑10分)以内とする。
- ② プレゼンテーションは配置予定管理責任者及び配置予定職員のうちから行うこと。
- ③ プレゼンテーションの出席者は2人以内とする。
- ④ プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書等の資料をもとに行う。追加提案や追加資料は認めない。

## (4) 評価基準

評価項目	評価内容
1. 事業の目的	・実施団体が目指している内容が町の設定している目的に沿っているか
2. 事業の内容	・仕様書に即した事業内容となっているか
3. 事業の効果	・事業を実施することで得られる効果として、どのような事を捉えているか
4. 実施場所	・居場所として予定している場所は、事業を実施する場所として適切か
5. 実施体制	・知識・経験を有する人員の確保とプログラム実施に充たる人員配置は適切か
6. 事業費	・人件費は適正な価格で設定されているか。事業費の積算は適切か

## 8. 審査結果の通知

審査結果については、受託候補者を決定した後、各提案事業者に対して文書にて通知する。審査は非公開とし、選定の理由、選定結果に対する問い合わせには応じない。

## 9. 受託事業者の決定及び契約

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

受託候補者の企画提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において受託候補者との協議により、項目を追加、変更及び削除することがある。またこれにより見積額を超えない範囲で契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。

本委託契約は、契約金額を上限とし、実績額に応じて精算するものとする。(余剰金が生じた場合は返還を行うものとする。)

## 10. 失格要件

参加申込団体が次の要件に該当する場合は、失格とします。

- (1) 本要領を遵守しない場合

- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) その他不正な行為があった場合
- (4) その他参加者の失格事項に相当するものと、南風原町が判断した場合

## 1 1. 留意事項

- (1) 提出された書類は当該実施団体選定以外の目的に使用しません。ただし、南風原町情報公開条例(平成13年南風原町条例第17号)第7条の定めにより、不開示情報(個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報)を除き、情報開示の対象になる。
- (2) 今後、国の要綱改正や南風原町の事業の進捗状況により募集条件等の変更があった場合は、その都度情報提供を行います。
- (3) 企画提案に要する経費等については参加者の負担となります。
- (4) 提出された書類等は返却しません。
- (5) 委託料に余剰金が生じたときには、これを返納しなければならない。

### 【問合せ先】

〒901-1195 南風原町字兼城686番地  
南風原町役場 民生部 こども課 (上間)  
TEL 098-889-7028  
FAX 098-889-7657  
E-mail H8897028C@town.haebaru.lg.jp